

## 地震に伴う長時間停電を踏まえた防火対策の徹底について

停電が長時間継続する可能性があります。消防用設備等の非常電源として蓄電池設備や非常電源専用受電設備等を用いている場合、消防用設備等が有効に機能しなくなる等、防火対策に支障を生じるおそれがあります。

このことを踏まえ、下記を参考に自主的な防火管理等により防火安全性を確保するようお願いいたします。

### 1 停電が長時間継続し、消防用設備等が作動しない場合に備えた対応

- (1) 非常電源として蓄電池設備や非常電源専用受電設備等を用いている場合には、消防用設備等が作動しない場合に備えて、以下の対応を図ること。

#### ア 消火設備

※有効に機能しない可能性がある設備：屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、ガス系消火設備など

##### <対策>

- ・消火器等の設置場所及び使用方法を再確認すること。
- ・不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備などの自動消火設備については、手動による放出操作手順を再確認すること。



#### イ 警報設備

※有効に機能しない可能性がある設備：自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、非常警報設備など

##### <対策>

- ・防火対象物の関係者等による巡回等により、こんろその他火気使用設備や器具の火元の警戒を入念に行う等、火災の早期発見を図るとともに、連絡及び周知体制を確保すること。

#### ウ 避難設備

※有効に機能しない可能性がある設備：誘導灯

##### <対策>

- ・関係者等による避難誘導體制及び避難経路を再確認すること。



## (2) 自家発電設備の機能の確保

### <対策>

・非常電源として自家発電設備を用いている場合にあっては、必要な燃料の確保等に努めるとともに、常用電源復旧後、直ちに運転を停止（常用電源復旧時、自動的に運転を停止するものを除く。）し、燃料の補給等により、火災時の機能に支障のないように措置すること。

## 2 その他の一般事項

### (1) 電気機器からの出火防止措置

#### <対策>

・電気こんろや電子レンジ等の電気機器の使用中に停電した際には、スイッチを切る等の措置をすること。

### (2) 119番通報体制の確保

#### <対策>

・IP電話やFAX機能付き電話等の一部の電話機では、停電により使用不能となっているものがあるので、予め確認し確実な119番通報体制を確保すること。

### (3) 避難経路等の確保

#### <対策>

・停電により、電気錠が設けられた扉及び自動ドア等が機能を失って通行不能となっているおそれがあることから、避難経路又は消防隊進入経路を確認し、通行ができるよう対策を講じること。

## 3 常用電源復旧後の対応について

・防火対象物に設置されている消防用備等について、できる限り迅速に点検し、その作動状況を確認するとともに、点検で異常が認められた消防用設備等に対しては早急に改修すること。

※ やむをえず異常が認められた消防用設備等の改修が終了しない間に当該防火対象物の使用を開始せざるを得ない場合にあっては、防火管理の一層の徹底を図るとともに早急に改修等を行うこと。